

障害福祉サービス報酬算定 加算等点検表

別紙3

※昨年度及び今年度（実地指導日現在まで）の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄： 都に届出を行っている

「請求」欄： 請求実績（加算・減算に該当）がある （算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認して

共同生活援助（介護サービス包括型）

事業所名：

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
体験利用（共同生活援助サービス費（Ⅱ）） ※令和6年3月31日までの利用分は、旧共同生活援助サービス費（Ⅳ））		区分による	一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、指定共同生活援助（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定		
個人単位で居宅介護等を利用する場合（特例）	（一）区分6	369／日※	①指定共同生活援助事業所の利用者である重度障がい者が、個人単位で重度訪問介護、同行援護、行動援護を利用する場合		
	（二）区分5	306／日※	②指定共同生活援助事業所の利用者である重度障がい者が、個人単位で居宅介護を利用する場合（この場合、個別支援計画に位置づけを行いかつ市町村が必要と認めること）		
	（三）区分4	270／日※	※上記のうち、居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上の場合は、左記の単位数の100分の95を算定		
情報公表未報告減算		所定単位の10％を減算	障害者総合支援法第76条の3の規程に基づく情報公表に係る報告がされていない場合		
業務継続計画未策定減算		所定単位の3％を減算	次の基準を、1つでも満たしていない場合 ①感染症対策の業務継続計画を策定すること ②感染症対策の業務継続計画に基づく研修を定期的実施すること ③感染症対策の業務継続計画に基づく訓練を定期的実施すること ④災害対策の業務継続計画を策定すること ⑤災害対策の業務継続計画に基づく研修を定期的実施すること ⑥災害対策の業務継続計画に基づく訓練を定期的実施すること		
身体拘束廃止未実施減算		所定単位の10％を減算	次の基準を、1つでも満たしていない場合 ①身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要事項を記録すること ②身体拘束等の適正化のための対策検討委員会の定期的開催及びその結果を従業者に周知徹底すること ③身体拘束等の適正化のための指針を整備すること ④従業者に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること		
虐待防止措置未実施減算		所定単位の1％を減算	次の基準を、1つでも満たしていない場合 ①虐待防止委員会を定期的開催するとともに、その結果を従業者に周知すること ②従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること ③上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。		
サービス提供職員欠如減算	サービス提供職員が欠如している期間が3か月未満	70／100	指定基準により配置すべき世話人、生活支援員の員数が基準を満たしていない場合 ・1割を超えて欠如した場合はその翌月から人員欠如が解消されるに至った月までの間 ・1割の範囲内で欠如した場合は、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間		
	サービス提供職員が欠如している期間が3か月以上	50／100	3か月以上連続して基準を満たしていない場合、減算が適用された3か月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間		

加算・減算項目			算定単位	要件等（概要）	届出	請求
サービス管理責任者欠如減算	サービス管理責任者が欠如している期間が5か月未満		70／100	指定基準の定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間		
	サービス管理責任者が欠如している期間が5か月以上		50／100	5か月以上連続して基準を満たしていない場合、減算が適用された5か月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間		
共同生活援助計画未作成減算	共同生活援助計画が作成されていない期間が3か月未満		70／100	共同生活援助計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、未作成月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間		
	共同生活援助計画が作成されていない期間が3か月以上		50／100	3か月以上連続して共同生活援助計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、減算が適用された3か月目から当該状態が解消されるに至った月までの間		
大規模住居等減算	8人以上		95／100	共同生活住居の入居定員が8人以上である場合		
	21人以上		93／100	共同生活住居の入居定員が21人以上である場合		
	21人以上 [一体型運営]		95／100	一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上である場合		
退居後共同生活援助サービス費			2,000／月	退去した利用者（入居中に自立生活支援加算（Ⅰ）又は3の自立生活支援加算（Ⅲ）を算定していた者に限り）に対し、当該利用者の居宅を訪問して指定共同生活援助を行った場合に、当該退居の属する月から3月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を算定 ※3月を超えて引き続き支援することが必要であると区市町村が認めた利用者に対しては、退居の日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を算定できる		
人員配置体制加算	（Ⅰ）	区分4以上	83／日	基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で12:1以上の世話人等を配置		
		区分3以下	77／日			
	（Ⅱ）	区分4以上	33／日	基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で30:1以上の世話人等を配置		
		区分3以下	31／日			
	（Ⅲ）	※個人単位特例	84／日	（Ⅰ）に適合する事業所にて、個人単位で居宅介護等を利用する利用者に対して指定共同生活援助を行った場合 ※令和9年3月31日までの特例措置		
	（Ⅳ）	※個人単位特例	33／日	（Ⅱ）に適合する事業所にて、個人単位で居宅介護等を利用する利用者に対して指定共同生活援助を行った場合 ※令和9年3月31日までの特例措置		
福祉専門職員配置等加算	（Ⅰ）		10／日	常勤の世話人又は生活支援員のうち、社会福祉士等の資格保有者が35％以上雇用されている事業所		
	（Ⅱ）		7／日	常勤の世話人又は生活支援員のうち、社会福祉士等の資格保有者が25％以上雇用されている事業所		
	（Ⅲ）		4／日	世話人又は生活支援員のうち、常勤職員が75％以上又は常勤職員のうち勤続3年以上従事している者が30％以上である事業所		
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	（Ⅰ）		51／日	次のいずれも満たす場合 ①視覚障がい者等である利用者の数(重度の視覚・聴覚・言語機能障がい又は知的障がいのうち2以上の障がいを有する利用者の場合は、当該利用者数に2を乗じて得た数)が全利用者の50％以上 ②指定基準上必要な職員数に加え、上記障がい者に関し専門性を持つ者として専ら当該障がい者の生活支援に従事する職員を、常勤換算で利用者の数を40で除した数以上配置		
	（Ⅱ）		41／日	次のいずれも満たす場合 ①視覚障がい者等である利用者の数(重度の視覚・聴覚・言語機能障がい又は知的障がいのうち2以上の障がいを有する利用者の場合は、当該利用者数に2を乗じて得た数)が全利用者の30％以上 ②指定基準上必要な職員数に加え、上記障がい者に関し専門性を持つ者として専ら当該障がい者の生活支援に従事する職員を、常勤換算で利用者の数を50で除した数以上配置		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
看護職員配置加算		70／日	指定基準上必要な職員数に加え、看護職員を1以上（常勤換算）配置している場合 ※複数の共同生活住居がある場合は、看護職員を1以上（常勤換算）かつ利用者の数を20で除した数以上配置すること ※医療連携体制加算（医療連携体制加算（Ⅳ）を除く）と同時算定は不可		
高次脳機能障害者支援体制加算		41／日	高次脳機能障害を有する利用者が全体の利用者数の100分の30以上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を事業所に50:1以上配置した上で、その旨を公表している場合に、1日につき所定単位数を加算		
ピアサポート実施加算		100／月	アからウまでのいずれにも該当するものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、障害者等である従業者であって、障害者ピアサポート研修終了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算 ア 自立生活支援加算(Ⅲ)を算定 イ 障害者ピアサポート研修終了者を指定共同生活援助事業所の従業者として2名以上（当該2名のうち少なくとも1名は障害者等とする。）を配置 ウ イに掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該指定共同生活援助事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われている		
退居後ピアサポート実施加算		100／月	アからウまでのいずれにも該当するものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、障害者等である従業者であって、障害者ピアサポート研修終了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算 ア 退居後共同生活援助サービス費を算定 イ 障害者ピアサポート研修終了者を指定共同生活援助事業所の従業者として2名以上（当該2名のうち少なくとも1名は障害者等とする。）を配置 ウ イに掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該指定共同生活援助事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われている		
夜間支援等体制加算	(Ⅰ)	対象利用者の区分と人数による	夜勤を行う夜間支援法従事者を配置し、夜間及び深夜の時間帯（午後10時から午前5時までを最低限含む。以下、夜間支援等体制加算（Ⅵ）まで同じ）を通じて、必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合 なお、個別支援計画への位置づけが必要 ※同じ利用者について、夜間支援等体制加算（Ⅱ）、（Ⅲ）と同時算定不可		
	(Ⅱ)	対象利用者の人数による	宿直を行う夜間支援法従事者を配置し、夜間及び深夜の時間帯（午後10時から午前5時までを最低限含む）を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合 ※同じ利用者について、夜間支援等体制加算（Ⅰ）、（Ⅲ）と同時算定不可		
	(Ⅲ)	10／日	夜間及び深夜の時間帯（午後10時から午前5時までを最低限含む）を通じて、夜間防災体制又は常時の連絡体制を確保している場合 ※同じ利用者について、夜間支援等体制加算（Ⅱ）、（Ⅲ）と同時算定不可		
	(Ⅳ)	対象利用者の人数による	夜間支援等体制加算（Ⅰ）に加えて、さらに夜勤を行う夜間支援法従事者を配置し、夜間及び深夜の時間帯を通じて、必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合 ※同じ利用者について、夜間支援等体制加算（Ⅱ）、（Ⅲ）、（Ⅴ）、（Ⅵ）と同時算定不可		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
		(V)	対象利用者の人数による 夜間支援等体制加算（Ⅰ）に加えて、さらに夜勤を行う夜間支援法従事者を配置し、夜間及び深夜の一部の時間帯において、必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合 ※同じ利用者について、夜間支援等体制加算（Ⅱ）、（Ⅲ）、（Ⅳ）、（Ⅵ）と同時算定不可			
		(VI)	対象利用者の人数による 夜間支援等体制加算（Ⅰ）に加えて、さらに宿直を行う夜間支援法従事者を配置し、夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合 ※同じ利用者について、夜間支援等体制加算（Ⅱ）、（Ⅲ）、（Ⅳ）、（Ⅵ）と同時算定不可			
重度障害者支援加算	(Ⅰ)	(一)	次の①から③のいずれにも該当すると届け出た事業所において、④の利用者に対して共同生活援助を行った場合 ①常勤換算方法で、指定基準に定める員数を超える生活支援員を配置 ②サービス管理責任者または生活支援員のうち1人以上が実践研修修了者であり、かつ実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき共同生活援助を実施 ③生活支援員のうち20%以上が基礎研修修了者 ④障害支援区分6以上かつ行動関連項目10点以上の者			
		(一) ※	(一) に加え500／日 (一) かつ個別支援を開始した日から 180 日以内の場合			
		(二)	(一) に加え150／日 (一) を満たした上で、行動関連項目18 点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合			
		(二) ※	(一) ※に加え200／日 (二) かつ個別支援を開始した日から 180 日以内の場合			
	(Ⅱ)	(一)	次の①から③のいずれにも該当すると届け出た事業所において、④の利用者に対して共同生活援助を行った場合 ①常勤換算方法で、指定基準に定める員数を超える生活支援員を配置 ②サービス管理責任者または生活支援員のうち1人以上が実践研修修了者であり、かつ実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき共同生活援助を実施 ③生活支援員のうち20%以上が基礎研修修了者 ④障害支援区分4以上かつ行動関連項目10点以上の者 ※重度障害者支援加算（Ⅰ）を算定する場合は算定しない。			
		(一) ※	(一) に加え400／日 (一) かつ個別支援を開始した日から 180 日以内の場合			
		(二)	(一) に加え150／日 (一) を満たした上で、行動関連項目18 点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合			
		(二) ※	(一) ※に加え200／日 (二) かつ個別支援を開始した日から 180 日以内の場合			
	医療的ケア対応支援加算		120／日	指定基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置している事業所において、医療的ケアが必要な者に対して指定共同生活援助を行った場合 ※重度障害者支援加算（Ⅰ）または医療連携体制加算が算定される場合は算定しない。		

加算・減算項目		算定単位		要件等（概要）	届出	請求
日中支援加算	(Ⅰ)	対象利用者が ¹ 人	539／日	事業所が、65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、共同生活援助計画に基づき、日中に支援を行った場合（日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に行った支援は除く）		
		対象利用者が ² 人以上	270／日			
	(Ⅱ)	対象利用者が ¹ 人 (区分4から区分6)	539／日	事業所が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを提供できないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合		
		対象利用者が ¹ 人 (区分3以下)	270／日			
		対象利用者が ² 人以上 (区分4から区分6)	270／日			
		対象利用者が ² 人以上 (区分3以下)	135／日			
集中的支援加算		(Ⅰ)	1000／回	強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助 事業所 等を訪問し、集中的な支援を行った 場合、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算		
		(Ⅱ)	500／日	集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、 当該利用者に対して 集中的な支援を行った場合、3月以内の期間について、1日につき所定単位数を加算 ※集中的支援加算（Ⅱ）を算定する場合、Ⅰの集中的支援加算（Ⅰ）も算定可能		
自立生活支援加算	(Ⅰ)		1000／月	居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、可能と見込まれる利用者の退居に向け、個別支援計画を見直した上で、一人暮らし等に向けた支援を行った場合に、6月間に限り所定単位数を加算		
		※	35／月	居住支援法人又は居住支援協議会に対して、月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、更に1月につき加算		
		※	500／月	居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、（自立支援）協議会や保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を報告した場合に、更に1月につき 加算		
	(Ⅱ)		500／日	（日中サービス支援型指定共同生活援助事業所のみ対象の加算のため、記載省略）		
	(Ⅲ)		利用期間に応じ80～40／日	以下の要件を満たす事業所において、居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、可能と見込まれる利用者の退居に向け、一人暮らし等に向けた支援を行った場合に、1日につき加算 ① 利用者の希望を踏まえた上で、一定期間の支援の実施により、その退居後に一人暮らし等へ移行することを目的とした住居（移行支援住居）を1以上有する ②移行支援住居の定員が2人以上7人以下 ③事業所に置くべきサービス管理責任者に加え、専ら移行支援住居に入居する利用者に対する支援に従事するサービス管理責任者であって、かつ、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものが7：1以上配置 ④移行支援住居への入居を希望する利用者の入居に際して会議を開催した上で、利用者の意向を反映した個別支援計画を作成 ⑤移行支援住居の入居者に対し、住居の確保その他退居後の一人暮らし等に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施 ⑥居住支援法人又は居住支援協議会に対して、定期的に、利用者の住宅の確保及び居住 の支援に必要な情報を共有 ⑦居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、（自立支援）協議会や保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を定期的に報告		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
入院時支援特別加算	入院期間（初日と最終日を除く）の日数の合計が3日以上7日未満	561／日	家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、連絡調整、被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合（1月に1回を限度とする）		
	入院期間（初日と最終日を除く）の日数の合計が7日以上	1,122／日			
長期入院時支援特別加算		122／日	利用者が病院や診療所への入院を要した場合に、いずれかの職種の者が共同生活援助計画に基づき、病院又は診療所を訪問し、連絡調整、被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合、1月の入院期間（入院初日及び最終日を除く）が2日を超える場合（継続して入院している者にあつては、入院初日から起算して3月に限る） ※入院時支援特別加算が算定されている月を除く		
帰宅時支援加算	外泊期間（初日と最終日を除く）の日数の合計が3日以上7日未満	187／日	利用者が共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について加算		
	外泊期間（初日と最終日を除く）の日数の合計が7日以上	374／日			
長期帰宅時支援加算		40／日	利用者が共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間（外泊初日及び最終日を除く）の日数が2日を超える場合（継続して外泊している者にあつては、外泊初日から起算して3月に限る） ※帰宅時支援加算が算定されている月を除く		
地域生活移行個別支援特別加算		670／日	次の（１）の基準を満たす指定共同生活援助事業所において、（２）の利用者に対し、特別な支援に対応した共同生活援助計画に基づき、地域で生活するための相談援助、個別の支援等を行った場合 （１）施設基準（厚生労働大臣が定める基準） ①基準上置くべき世話人又は生活支援員に加え、（２）の利用者に対する適切な支援を行うために必要な数の世話人又は生活支援員を配置することが可能であること ②社会福祉士又は精神保健福祉士が配置されているとともに、（２）の利用者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること ③従業員に対し、医療観察法に基づく入院によらない医療を受けている者又は刑事施設、少年院を釈放された障害者の支援に関する研修を年1回以上行っていること ④保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整っていること （２）利用者（厚生労働大臣が定める基準） 医療観察法に基づく通院決定を受けてから3年を経過しない者又は矯正施設、更生保護施設を退所後3年を経過しない者であつて、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定障害者支援施設を利用することとなった者		
精神障害者地域移行特別加算		300／日	次のいずれも満たす場合 （1）運営規程で主たる対象とする障がい者の種類に精神障がい者を含んでいる （2）指定基準により配置すべき従業者のうち、社会福祉士等を1人以上配置している （3）上記（2）の従業者が、精神科病院に1年以上入院していた精神障がい者（退院してから1年以内に限る）に対して、①共同生活援助計画等を作成、②地域で生活するために必要な相談援助・個別支援を実施した		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
強度行動障害者地域移行特別加算		300／日	次のいずれも満たす場合 (1)別に厚生労働大臣が定める施設基準（※１）を満たしている (2)障害者支援施設等に1年以上入所していた強度行動障害者（※２）（退所してから1年以内に限る）に対し、共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助・個別支援を実施した ※１ 別に厚生労働大臣が定める施設基準 次のいずれも満たす施設 ①強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修を修了したサービス管理責任者又は生活支援員を1名以上配置している ②強度行動障害支援者養成（基礎研修）又は行動援護従業者養成研修を終了した生活支援員の割合が100分の20以上である ※２ 強度行動障害者 認定調査票等における行動関連項目の点数の合計が10点以上			
強度行動障害者体験利用加算		400／日	強度行動障害を有する者が地域移行のためにグループホームにおいて体験利用を行うにあたり、強度行動障害支援者養成研修の修了者を配置している場合			
医療連携体制加算	(Ⅰ)	32／日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護を行い、当該看護の提供時間が1時間未満である場合			
	(Ⅱ)	63／日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護を行い、当該看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合			
	(Ⅲ)	125／日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護を行い、当該看護の提供時間が2時間以上である場合			
	(Ⅳ)	利用者が1人 800／日	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護を行った場合			
		利用者が2人 500／日				
		利用者が3人以上 8人以下 400／日				
	(Ⅴ)	500／日	医療機関との連携により看護職員を事業所に訪問させ、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合、看護職員1人につき加算			
	(Ⅵ)	100／日	喀痰吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合。 ※（Ⅰ）から（Ⅳ）を算定している場合は算定しない			
(Ⅶ)		39／日	次の①～③に適合するものとして届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合 ①事業所の職員として、又は病院、診療所、訪問看護ステーション等との連携により、看護師を1名以上確保していること ②看護師により24時間連絡できる体制を確保していること ③重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること			
通勤者生活支援加算		18／日	利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているとして届け出た事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合			

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
障害者支援施設等感染対策向上加算	(Ⅰ)		以下の（１）から（３）までのいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、１月につき所定単位数を加算 （１）第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 （２）協力医療機関等との間で、感染症の発生時の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時に、協力医療機関等と連携し適切に対応することが可能であること。 （３）医科診療報酬点数表の感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に１年に１回以上参加していること。			
	(Ⅱ)		医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から３年に１回以上実地指導を受けているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、１月につき所定単位数を加算する。			
新興感染症等施設療養加算			入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保している指定障害者支援施設等において、当該入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定施設入所支援等を行った場合に、１月に５日を限度として所定単位数を加算 ※別に厚生労働大臣が定める感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定される。			

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
福祉・介護職員等処遇改善加算等（旧3加算／新加算）					
<共通> 賃金改善以外の要件 （旧3加算／新加算 いずれも）	キャリアパス要件	I	（任用要件・賃金体系の整備等） 次の全てを満たすこと。 ①任用等の要件を定めている。 ②①に応じた賃金体系を定めている。 ③①②の就業規程等を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。※③は、常時雇用する者の数が10人未満の事業所等（労働法規上の就業規則の作成義務なし）は、内規等の整備・周知で可。 【令和6年度に限り、①②は処遇改善計画書での「令和6年度末までに整備する誓約」、年度内の整備及び実績報告で代替可】		
		II	（研修の実施等） 次の全てを満たすこと。 ①具体的な研修計画を策定し、研修の実施等を行っている。 ②①を全ての福祉・介護職員に周知している。 【令和6年度に限り、①②は処遇改善計画書での「令和6年度末までに整備する誓約」、年度内の整備及び実績報告で代替可】		
		III	（昇給の仕組みの整備等） 次の全てを満たすこと。 ①経験年数、資格、人事評価等に応じ昇給する仕組みを設けている。 ②①を全ての福祉・介護職員に周知している。 【令和6年度に限り、①②は処遇改善計画書での「令和6年度末までに整備する誓約」、年度内の整備及び実績報告で代替可】		
		IV	（改善後の年額賃金要件） 経験・技能のある障害福祉人材の1人以上は、各加算を含めた賃金改善後の賃金見込額が年額440万円以上であること（賃金改善前から年額440万円以上である者を除く）。 ※小規模事業所等で加算額全体が少額である場合や、職員全体の賃金水準が低く直ちに1人の賃金を引き上げることができない場合等を除く。 【令和6年度に限り、新加算の加算額のうち旧福祉・介護職員等特定処遇改善加算に相当する部分による賃金改善額が賃金改善実施期間内の平均で月額8万円以上の職員を置くことで代替可】		
		V	（配置等要件） 特定事業所加算の届出を行っていること。		
	職場環境等要件	区分ごとの取組 (3つ以上)	職場環境等の改善について、次の6区分から3区分を選択する。 ・入職促進に向けた取組 ・資質の向上やキャリアアップに向けた支援 ・両お律支援法・多様な働き方の推進 ・腰痛を含む心身の健康管理 ・生産性の向上のための業務改善の取組 ・やりがい・働きがいの醸成 さらに、それぞれの区分内に分類されている取組のうち、選んだ3区分それぞれで1つ以上の取組を実施する。		
		区分ごとの取組 (1つ以上)	上記の6区分内に分類されている取組のうち、いずれか1つ以上の取組を実施する。		
		見える化要件	上記の取組について、ホームページへの掲載等により公表する。具体的には、原則、障害福祉サービス等情報公表制度を活用し、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目を選択する。		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
【旧3加算】 福祉・介護職員 処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位の 8.6% を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件の区分ごとの取組（1つ以上）のすべてを満たす場合 【令和6年5月31日まで算定可能】		
	(Ⅱ)	所定単位の 6.3% を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件の区分ごとの取組（1つ以上）のすべてを満たす場合 【令和6年5月31日まで算定可能】		
	(Ⅲ)	所定単位の 3.5% を加算	キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件の区分ごとの取組（1つ以上）のすべてを満たす場合 【令和6年5月31日まで算定可能】		
【旧3加算】 福祉・介護職員等特 定処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位の 1.9% を加算	キャリアパス要件Ⅳ、キャリアパス要件Ⅴ、職場環境等要件の区分ごとの取組（3つ以上）、見える化要件の全てを満たし、かつ(旧)福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定している場合 【令和6年5月31日まで算定可能】		
	(Ⅱ)	所定単位の 1.6% を加算	キャリアパス要件Ⅳ、職場環境等要件の区分ごとの取組（3つ以上）、見える化要件の全てを満たし、かつ(旧)福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定している場合 【令和6年5月31日まで算定可能】		
【旧3加算】 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位の 2.6% を加算	(旧)福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の加算率を乗じて算出した額の3分の2以上の基本給等の引き上げを実施する場合 (令和6年3月31日時点で同加算を算定している場合は、令和6年4月及び5月も同様の賃金改善を継続することの誓約により、加算の届出における具体的な賃金改善額等の記載は不要) 【令和6年5月31日まで算定可能】		
【新加算】 福祉・介護職員等処 遇改善加算 【令和6年6月1 日から算定可能】	Ⅰ	所定単位の 14.7% を加算	キャリアパス要件Ⅰ～Ⅴ、職場環境等要件の区分ごとの取組（3つ以上）、見える化要件を全て満たすこと。 ※新加算Ⅰ～Ⅳの算定前に旧福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算等が未算定だった場合、同加算相当の新規の月額賃金改善要件あり		
	Ⅱ	所定単位の 14.4% を加算	キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ、職場環境等要件の区分ごとの取組（3つ以上）、見える化要件を全て満たすこと。 ※新加算Ⅰ～Ⅳの算定前に旧福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算等が未算定だった場合、同加算相当の新規の月額賃金改善要件あり		
	Ⅲ	所定単位の 12.8% を加算	キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ、職場環境等要件の区分ごとの取組（1つ以上）を全て満たすこと。 ※新加算Ⅰ～Ⅳの算定前に旧福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算等が未算定だった場合、同加算相当の新規の月額賃金改善要件あり		
	Ⅳ	所定単位の 10.5% を加算	キャリアパス要件Ⅰ及びⅡ、職場環境等要件の区分ごとの取組（1つ以上）を全て満たすこと。 ※新加算Ⅰ～Ⅳの算定前に旧福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算等が未算定だった場合、同加算相当の新規の月額賃金改善要件あり		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
【新加算】 福祉・介護職員等処遇改善加算 【令和6年6月1日から算定可能】	V(1)	所定単位の12.1%を加算	・令和6年5月31日時点で旧3加算の全部又は一部を算定している場合、旧3加算の算定状況に応じた経過措置区分として、それぞれ新加算V(1)～(14)を算定できる。 【令和6年6月1日から令和7年3月31日まで算定可能】			
	V(2)	所定単位の12.4%を加算				
	V(3)	所定単位の11.8%を加算				
	V(4)	所定単位の12.1%を加算				
	V(5)	所定単位の9.8%を加算				
	V(6)	所定単位の9.5%を加算				
	V(7)	所定単位の9.6%を加算				
	V(8)	所定単位の10.2%を加算				
	V(9)	所定単位の9.3%を加算				
	V(10)	所定単位の7.0%を加算				
	V(11)	所定単位の7.9%を加算				
	V(12)	所定単位の6.7%を加算				
	V(13)	所定単位の7.7%を加算				
	V(14)	所定単位の5.1%を加算				

障害福祉サービス報酬算定 加算等点検表

別紙3

※昨年度及び今年度（実地指導日現在まで）の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。
「届出」欄： 都に届出を行っている
「請求」欄： 請求実績（加算・減算に該当）がある （算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認して

共同生活援助（外部サービス利用型） 事業所名：

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
下記以外に、介護サービス包括型と共通の加算があります。 そちらについては、介護サービス包括型のシートもご回答ください。 ※単位数等の詳細は、介護サービス包括型と外部サービス利用型で若干異なる場合がありますが、 同名の加算の届出及び請求状況を回答してください。					
受託居宅介護サービス費		所要時間に 応じて算定	障害支援区分2以上の利用者に対して、外部サービス利用型 共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業所の 従業者が受託居宅介護サービスを行った場合		
体験利用（外部サービス利用型共同生活 援助サービス費（Ⅱ）） ※令和6年3月31日までの利用分は、旧外 部サービス利用型共同生活援助サービス 費（Ⅴ）		272／日	一時的に体験的な指定外部サービス利用型共同生活援助の利 用が必要と認められる者に対し、指定外部サービス利用型共 同生活援助（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提 供した場合に、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を 算定		
大規模住居等減算	8人以上	90／100	外部サービス利用型共同生活住居の入居定員が8人以上である 場合		
	21人以上	87／100	外部サービス利用型共同生活住居の入居定員が21人以上であ る場合		
退居後外部サービス利用型共同生活援助 サービス費		2,000／月	退去した利用者（入居中に自立生活支援加算（Ⅰ）又は3の 自立生活支援加算（Ⅲ）を算定していた者に限る）に対し、 当該利用者の居宅を訪問して指定外部サービス利用型共同生 活援助を行った場合に、当該退居の属する月から3月以内の 期間に限り、1月につき所定単位数を算定 ※3月を超えて引き続き支援することが必要であると区市町 村が認めた利用者に対しては、退居の日の属する月から6月 以内の期間に限り、1月につき所定単位数を算定できる		
人員配置体 制加算	（ⅩⅢ）	73／日	基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で12:1以上の世 話人等を配置		
	（ⅩⅣ）	28／日	基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で30:1以上の世 話人等を配置		
長期入院時支援特別加算		76／日	利用者が病院や診療所への入院を要した場合に、いずれかの 職種の者が外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、 病院又は診療所を訪問し、連絡調整、被服の準備その他の日 常生活上の支援を行った場合、1月の入院期間（入院初日及び 最終日を除く）が2日を超える場合（継続して入院している者 にあっては、入院初日から起算して3月に限る） ※入院時支援特別加算が算定されている月を除く		
長期帰宅時支援加算		25／日	利用者が外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき家族 等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間（外泊初 日及び最終日を除く）の日数が2日を超える場合（継続して外 泊している者にあっては、外泊初日から起算して3月に限る） ※帰宅時支援加算が算定されている月を除く		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
福祉・介護職員等処遇改善加算等（旧3加算／新加算）					
<共通> 賃金改善以外の要件 （旧3加算／新加算 いずれも）	キャリアパス要件	I	（任用要件・賃金体系の整備等） 次の全てを満たすこと。 ①任用等の要件を定めている。 ②①に応じた賃金体系を定めている。 ③①②の就業規程等を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。※③は、常時雇用する者の数が10人未満の事業所等（労働法規上の就業規則の作成義務なし）は、内規等の整備・周知で可。 【令和6年度に限り、①②は処遇改善計画書での「令和6年度末までに整備する誓約」、年度内の整備及び実績報告で代替可】		
		II	（研修の実施等） 次の全てを満たすこと。 ①具体的な研修計画を策定し、研修の実施等を行っている。 ②①を全ての福祉・介護職員に周知している。 【令和6年度に限り、①②は処遇改善計画書での「令和6年度末までに整備する誓約」、年度内の整備及び実績報告で代替可】		
		III	（昇給の仕組みの整備等） 次の全てを満たすこと。 ①経験年数、資格、人事評価等に応じ昇給する仕組みを設けている。 ②①を全ての福祉・介護職員に周知している。 【令和6年度に限り、①②は処遇改善計画書での「令和6年度末までに整備する誓約」、年度内の整備及び実績報告で代替可】		
		IV	（改善後の年額賃金要件） 経験・技能のある障害福祉人材の1人以上は、各加算を含めた賃金改善後の賃金見込額が年額440万円以上であること（賃金改善前から年額440万円以上である者を除く）。 ※小規模事業所等で加算額全体が少額である場合や、職員全体の賃金水準が低く直ちに1人の賃金を引き上げることができない場合等を除く。 【令和6年度に限り、新加算の加算額のうち旧福祉・介護職員等特定処遇改善加算に相当する部分による賃金改善額が賃金改善実施期間内の平均で月額8万円以上の職員を置くことで代替可】		
		V	（配置等要件） 特定事業所加算の届出を行っていること。		
	職場環境等要件	区分ごとの取組 (3つ以上)	職場環境等の改善について、次の6区分から3区分を選択する。 ・入職促進に向けた取組 ・資質の向上やキャリアアップに向けた支援 ・両お律支援法・多様な働き方の推進 ・腰痛を含む心身の健康管理 ・生産性の向上のための業務改善の取組 ・やりがい・働きがいの醸成 さらに、それぞれの区分内に分類されている取組のうち、選んだ3区分それぞれで1つ以上の取組を実施する。		
		区分ごとの取組 (1つ以上)	上記の6区分内に分類されている取組のうち、いずれか1つ以上の取組を実施する。		
		見える化要件	上記の取組について、ホームページへの掲載等により公表する。具体的には、原則、障害福祉サービス等情報公表制度を活用し、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目を選択する。		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
【旧3加算】 福祉・介護職員 処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位の 15.0% を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件の区分ごとの取組（1つ以上）のすべてを満たす場合 【令和6年5月31日まで算定可能】		
	(Ⅱ)	所定単位の 11.0% を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件の区分ごとの取組（1つ以上）のすべてを満たす場合 【令和6年5月31日まで算定可能】		
	(Ⅲ)	所定単位の 6.1% を加算	キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件の区分ごとの取組（1つ以上）のすべてを満たす場合 【令和6年5月31日まで算定可能】		
【旧3加算】 福祉・介護職員等特 定処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位の 1.9% を加算	キャリアパス要件Ⅳ、キャリアパス要件Ⅴ、職場環境等要件の区分ごとの取組（3つ以上）、見える化要件の全てを満たし、かつ(旧)福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定している場合 【令和6年5月31日まで算定可能】		
	(Ⅱ)	所定単位の 1.6% を加算	キャリアパス要件Ⅳ、職場環境等要件の区分ごとの取組（3つ以上）、見える化要件の全てを満たし、かつ(旧)福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定している場合 【令和6年5月31日まで算定可能】		
【旧3加算】 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位の 2.6% を加算	(旧)福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の加算率を乗じて算出した額の3分の2以上の基本給等の引き上げを実施する場合 (令和6年3月31日時点で同加算を算定している場合は、令和6年4月及び5月も同様の賃金改善を継続することの誓約により、加算の届出における具体的な賃金改善額等の記載は不要) 【令和6年5月31日まで算定可能】		
【新加算】 福祉・介護職員等処 遇改善加算 【令和6年6月1 日から算定可能】	Ⅰ	所定単位の 21.1% を加算	キャリアパス要件Ⅰ～Ⅴ、職場環境等要件の区分ごとの取組（3つ以上）、見える化要件を全て満たすこと。 ※新加算Ⅰ～Ⅳの算定前に旧福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算等が未算定だった場合、同加算相当の新規の月額賃金改善要件あり		
	Ⅱ	所定単位の 20.8% を加算	キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ、職場環境等要件の区分ごとの取組（3つ以上）、見える化要件を全て満たすこと。 ※新加算Ⅰ～Ⅳの算定前に旧福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算等が未算定だった場合、同加算相当の新規の月額賃金改善要件あり		
	Ⅲ	所定単位の 19.2% を加算	キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ、職場環境等要件の区分ごとの取組（1つ以上）を全て満たすこと。 ※新加算Ⅰ～Ⅳの算定前に旧福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算等が未算定だった場合、同加算相当の新規の月額賃金改善要件あり		
	Ⅳ	所定単位の 15.2% を加算	キャリアパス要件Ⅰ及びⅡ、職場環境等要件の区分ごとの取組（1つ以上）を全て満たすこと。 ※新加算Ⅰ～Ⅳの算定前に旧福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算等が未算定だった場合、同加算相当の新規の月額賃金改善要件あり		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
【新加算】 福祉・介護職員等処 遇改善加算 【令和6年6月1 日から算定可能】	V(1)	所定単位の 18.5% を加算	・令和6年5月31日時点で旧3加算の全部又は一部を算定している場合、旧3加算の算定状況に応じた経過措置区分として、それぞれ新加算V(1)～(14)を算定できる。 【令和6年6月1日から令和7年3月31日まで算定可能】			
	V(2)	所定単位の 17.1% を加算				
	V(3)	所定単位の 18.2% を加算				
	V(4)	所定単位の 16.8% を加算				
	V(5)	所定単位の 14.5% を加算				
	V(6)	所定単位の 14.2% を加算				
	V(7)	所定単位の 12.2% を加算				
	V(8)	所定単位の 16.6% を加算				
	V(9)	所定単位の 11.9% を加算				
	V(10)	所定単位の 9.6% を加算				
	V(11)	所定単位の 12.6% を加算				
	V(12)	所定単位の 9.3% を加算				
	V(13)	所定単位の 10.3% を加算				
	V(14)	所定単位の 7.7% を加算				